

○群馬県警察の行政資料の収集及び管理に関する要綱の制定について（例規通達）

平成14年3月29日群本例規第15号（広）警察本部長

改正

平成15年4月群本例規第19号（広）

平成16年4月群本例規第21号（広）

平成21年5月群本例規第22号（広）

平成26年3月群本例規第9号（広）

平成27年4月群本例規第24号（広）

令和2年4月28日群本例規第14号（務）

群馬県警察の行政資料の収集及び管理に関する要綱の制定について（例規通達）

群馬県警察の施策等に関する情報を積極的に県民に提供するため、別添のとおり行政資料の収集及び管理に関する要綱を制定し、平成14年4月1日から施行することとしたから、運用上誤りのないようになされたい。

別添

群馬県警察の行政資料の収集及び管理に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、群馬県警察の施策等に関する情報を積極的に県民に提供するため、県民の利用に供する行政資料の収集及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、行政資料とは、群馬県警察が公表を目的として作成した印刷物及び電磁的資料であって、別表第1に定める範囲のものをいう。

2 この要綱において、所属長とは、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第2条第2号に規定する所属の長をいう。

（行政資料の収集）

第3条 警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）は、行政資料を適切に収集するため、各年度当初に当該年度の行政資料の発行計画調査（別記様式第1号）を行うものとする。

（行政資料の送付）

第4条 所属長は、行政資料を発行したときは、当該資料を速やかに広報広聴課長に送付しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により行政資料を送付するときは、行政資料登録票（別記様式第2号）を添付するものとする。

3 前項の登録票の作成に当たっては、別表第2により分類するものとする。

4 第1項の規定により送付する行政資料の部数は、原則として、21部とする。

（行政資料の登録及び管理）

第5条 広報広聴課長は、前条第1項の規定により送付された行政資料を行政資料登録台帳（別記様式第3号）に登録し、適正に管理するとともに、必要な部数を行政資料に関する業務を所管する群馬県の所属の長に送付し、県民の閲覧（視聴を含む。）及び貸出に供するものとする。

（行政資料の廃棄）

第6条 広報広聴課長は、前条の規定により行政資料登録台帳に登録した行政資料を管理する必要があると認められた場合は、廃棄等の処分をすることができる。

2 広報広聴課長は、前項の規定により行政資料の廃棄等をした場合は、速やかに前条に規定する行政資料登録台帳から削除しなければならない。

（その他の機関が作成した資料の取扱い）

第7条 警察庁、群馬県警察以外の都道府県警察又はその他の団体等が作成し、別表1に該当する印刷物等で、一般の利用に供することが適当と認められるものは、行政資料に準じた取扱いをするものとする。

別表第1（第2条関係）

基礎資料	統計類、白書類、年報類、要覧・便覧類、調査・研究報告類、資料・文
------	----------------------------------

	献目録類、基本構想・計画類、提言類、地図・図面類等
事務事業資料	事務事業概要類、事業・沿革史類、事務手引類、財務関係類、名簿類、議事録類
広報資料	機関誌類、広報・広聴資料類
制度資料	関係法規類、要綱・要領類、基準類
その他	行政資料として適当なもの

別表第2（第4条関係）

行政資料分類コード表

大分類		小分類										
記号		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
A	行政一般	一般	人口	広報広聴	情報公開	法規・例規	各種法人	年鑑・辞典	行幸啓誌	市町村	行政管理	国勢調査
B	税・財務	一般	税金	財政	公営企業	監査						
C	地域づくり	一般	総合計画	地域振興								
D	議会・選挙	一般	議会	選挙								
E	県民生活	一般	消費生活	女性	国際交流	人権問題	ボランティア・NPO					
F	福祉	一般	高齢者	児童・青少年	障害者	保険・年金						
G	保健衛生	一般	医療	健康	生活衛生	薬務	食品衛生					
H	環境	一般	環境保全	自然保護	廃棄物	エネルギー	リサイクル					
I	農業	一般	農業技術	蚕糸	畜産	流通園芸	水産	土地改良・農村整備				
J	林業	一般	林業振興	森林保全								
K	観光・余暇	一般	観光	余暇								
L	商工業	一般	商業・工業	流通・サービス業	中小企業	企業立地	金融	経済				
M	労働	一般	雇用・賃金	労使関係								
N	土木・都市計画	一般	交通	道路	河川・ダム・砂防	建築・住宅	都市計画	下水道				
O	土地・水	一般	土地利用	土地取引	水資源							
P	教育	一般	学校教育	大学	生涯教育・社会教育							
Q	文化・スポーツ	一般	芸術	文化	スポーツ	みやま	文学	一郷一				

	ポーツ			財・歴 史	ツ	文庫		学				
R	消防・公 安	一般	消防防 災	災害	治安							